

# 資産物品取扱要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、公益財団法人世田谷区保健センター（以下「財団」という。）の資産となる物品の、管理取り扱いに関して必要な事項を定めることを目的とする。

## (たな卸資産の範囲)

第2条 たな卸資産とは、財務規程第35条に規定する次の各号に掲げる物品をいう。

- (1) 医療薬品
- (2) 医療材料
- (3) 医療消耗器具

2 前項のたな卸資産の品目及び単位呼称は、各年度の期首に定めることとする。なお、医療薬品については原則全品、医療材料および消耗器具については仕入単位における単価が一万円を超える品目について対象とする。

## (取扱担当者の指定)

第3条 財務規程第36条に規定するたな卸資産取扱担当者は、庶務担当係長とする。

## (在庫管理の義務)

第4条 たな卸資産の品目が資産外物品として事業係に払い出された場合においては、使用物品の在庫管理状況を各係にて〔様式1〕在庫管理表（使用簿）により把握するものとする。

2 前項の在庫管理を行う物品のうち、別に定める「指定管理物品」については、その在庫表を毎月末毎に管理課庶務・経理係に提出することとする。

3 庶務・経理係においては、各月提出された在庫表をもとに〔様式2〕指定品目管理表を作成し、在庫状況の把握に努めねばならない。

## (指定管理物品の範囲)

第5条 各係において管理する医療薬品、材料、消耗器具のうち、仕入単位における単価が一万円を超える品目を「指定管理物品」として取り扱うものとする。

## (貯蔵品確認)

第6条 資産外物品においても、期末における保有残を確認する現品確認作業を、通常の実地たな卸と同等に庶務・経理係立会のもとで行う。

## (資産計上)

第7条 期末に確認された使用前品目（未開封品目）については、貯蔵品としてたな卸資産に含むこととする。

## 附 則（平成22年3月25日財世保発第628号）

### (施行期日)

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

### (委任)

2 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に理事長が定める。

附 則（平成22年12月1日財世保発第437号）  
この要綱は、平成23年2月1日から施行する。